

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段である。しかし、再審が認められて無罪になるまでには大きな壁を乗り越えなければならず、再審請求を始めてから無罪になるまでに長い年月を要する実態がある。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠の開示である。次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立てが許されていることである。やっと再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることによって数年から数十年という時間を要し、救済は遅れている。

よって、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について、刑事訴訟法の再審規定の改正を行うことを要請する。

記

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年3月18日

浜 田 市 議 会